

総社市給水装置工事の施工基準規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第5号

総社市給水装置工事の施工基準規程の一部を改正する規程

総社市給水装置工事の施工基準規程（平成17年総社市水道事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（給水装置工事の種別） 第3条 給水装置工事は、次の工種に分類する。 （1）～（3）略 （4）修繕工事 給水管、給水栓等の給水装置の部分的な修理の工事（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。） （5）略</p>	<p>（給水装置工事の種別） 第3条 給水装置工事は、次の工種に分類する。 （1）～（3）略 （4）修繕工事 給水管、給水栓等の給水装置の部分的な修理の工事（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。） （5）略</p>

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。